平成２８年（フ）第１９９７号
静岡県賀茂郡南伊豆町下賀茂172番地の２、住民票上の住所静岡県賀茂郡南伊豆町手石665番地の２　パステル105号
破産者　兵頭　記子
１　決定年月日　平成29年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０８９号
横浜市中区本牧宮原１番５―509号
破産者　三ツ井正人
１　決定年月日　平成29年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０７号
長野県安曇野市三郷小倉6100番地３
破産者　鶴見　誠司
１　決定年月日　平成29年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第４１６号
岐阜市鏡島精華１丁目４番32―303号（大誠第一ビル）
破産者　吉田　尚章
１　決定年月日　平成29年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第４４９号
静岡市清水区下野東11番27号　エーデルワイス　A101、旧住所静岡市清水区押切860番地の16
破産者　園原　初江
１　決定年月日　平成29年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４４７号
静岡市清水区布沢287番地の10
破産者　片平　達也
１　決定年月日　平成29年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１５号
愛知県豊橋市花中町24番地１（207）
破産者　軸屋　良介
１　決定年月日　平成29年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１４２６号
福井県鯖江市御幸町３丁目５番20号、前住所大阪府吹田市内本町３丁目37番20―402号
破産者　梅元　菊江
１　決定年月日　平成29年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５００６号
大阪府箕面市粟生間谷西２丁目１番４―201号、開始決定時大阪府箕面市粟生外院３丁目15番27―808号
破産者　髙橋　修
１　決定年月日　平成29年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２６４号
大阪府東大阪市新池島町３丁目６番19号　サンメゾン　D棟105
破産者　広沢化成こと　廣澤　成禎
１　決定年月日　平成29年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３７２号
大阪市西区江戸堀１丁目20番１号
破産者　間手原栄理
１　決定年月日　平成29年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９３１号
大阪市住吉区万代６丁目８番15号
破産者　眞田正子こと　ＨＡＮ　ＪＵＮＧ　ＪＡ　韓　　正子
１　決定年月日　平成29年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１０７号
兵庫県尼崎市武庫之荘４丁目25番13号　メゾンドアミー　102
破産者　藤原　和彦
１　決定年月日　平成29年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２８０号
大阪府八尾市八尾木北３丁目132番地
破産者　金沢敦こと　ＫＩＭ　ＤＯＮ　金　敦
１　決定年月日　平成29年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３９５号
大阪府豊中市西緑丘３丁目14番11―203号
破産者　システムクリエイトこと　牧野　　茂
１　決定年月日　平成29年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５５４号
大阪府豊中市服部西町１丁目５番12の３号
破産者　佐藤　明宏
１　決定年月日　平成29年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６７２号
大阪市天王寺区烏ケ辻１丁目２番８―208号
破産者　豊島　　学
１　決定年月日　平成29年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９８４号
大阪市大正区泉尾５丁目６番19号
破産者　山本工務店こと　山本　達雄
１　決定年月日　平成29年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０６９号
大阪府豊中市利倉西１丁目２番７―403号
破産者　木下　真紀
１　決定年月日　平成29年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部